

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは

気候変動適応法の改正により、本年4月より異常な高温により深刻な健康被害の発生が予想される場合に「熱中症特別警戒情報」が発表されます。

「クーリングシェルター」とは、熱中症特別警戒情報が発表されている間一般に開放し、危険な暑さから身を守るための滞在場所です。

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）について

県内全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において暑さ指数が35以上と予測される場合に発表されます。熱中症救急搬送者の大量発生を招き医療の提供に支障が生じるおそれのある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症を防ぐための行動を呼びかけるもので、前日の午後2時に発表されます。

危険な暑さが見込まれる時は、冷房が効いた室内で過ごすことが基本となりますが、やむを得ず外出する際や、自宅に冷房設備がない場合は、十分な水分を補給するとともに、適宜「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」などを活用し、熱中症の予防に努めてください。

クーリングシェルター指定施設

生坂村は以下の施設をクーリングシェルターとして指定しています。飲料水等をご自身でご用意ください。

	施設名	住所	開放可能日と時間	開放可能場所
1	やまなみ荘	生坂村 5804 電話 0263-69-2032	営業日（基本水曜定休） 11：00～19：30	ロビー・ 大ホール（予約のない場合）
2	児童館・生涯学習施設 （たんぽぽ）	生坂村 6002-1 電話 0263-69-3050	月曜日～土曜日 10：00～18：00 （土曜日 17：00 まで）	図書室
3	健康管理センター	生坂村 6043-1 電話 0263-69-3500	月曜日～金曜日 8：30～17：00	相談室（和室）
4	高齢者生活福祉センター （ふれあいの里）	生坂村 6253 電話 0263-69-1122	月曜日～土曜日 8：30～17：00	ロビー

生坂村のクーリングシェルター指定施設には、右のポスターを掲示しています。

クーリングシェルターを利用する際は、次の点にご注意ください。

- ・クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートが発表された際に、受入可能日時において開放します。利用できる日時及び場所は、上記の場所と日時のみになります。
- ・お飲み物は各自でご用意ください。
- ・指定場所の温度調整はできません。

